

太 総 第 99 号
平成 27 年 7 月 13 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井 上 賢 二 様

太子町長 浅 野 克 己

「2015 年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は、本町の行政各般にわたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 6 月 5 日付けでご要望のありました標記について、別紙のとおり回答します。

「2015年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答

【 太子町 】

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の職責を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

【回答】

本町を含む基礎自治体では、地方分権の進展による業務の増加や住民ニーズの複雑・多様化が進む一方で、住民サービスの維持・向上と更なる効率化が求められています。

このような状況の中、本町では時期的、時間的に限定されるような業務又は病気や育児などによる長期休暇を取得する正規職員の代替として、非正規職員（非常勤嘱託職員、臨時的任用職員）により対応しています。非正規職員の賃金や勤務時間等の勤務条件については、これまでにおいても、適宜見直してきていることから、現状では適正に運用できているものと考えています。また、研修については担当業務における必要性等を考慮し、非正規職員についても受講できる体制を構築しています。

今後も、正規職員と非正規職員との業務内容を適切に区分するとともに各種研修を通じて、正規、非正規を問わず各職員のスキルアップに努めていきたいと考えています。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある（＝引き下げられる）としている。この収入により保険料を引き下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ・パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

【回答】

保険料の減免については、太子町国民健康保険条例第 25 条に規定しています。独自減免については町の減免取扱要綱に基づき個々の状況を踏まえ適切に対応しています。

また、一部負担金の減免は太子町国民健康保険条例施行規則第 29 条に規定しています。なお、一部負担金減免については、原則国基準を基本に要綱を定め実施しています。

減免制度の広報については、ホームページやパンフレットをはじめ、納付通知書に同封する保険料算定の説明書に掲載するとともに、納付相談において周知しています。

- ②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は 1 年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 1 1 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】

被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付については、国通知（平成 20 年 10 月 30 日・平成 21 年 12 月 16 日）を踏まえて適切に対応してまいります。

短期被保険者証は、公平負担の観点から窓口交付を原則としており、納付相談を受けていない世帯に対して郵送する方法は考えておりません。しかしながら、窓口にこられない方につきましては電話や訪問等により相談の機会を設け、速やかに交付できるよう努めます。

なお現在、高校生以下の子どもの保険証は 1 年証として郵送しています。

再三の納付相談にも応じず、数年にわたり滞納がある被保険者に対して財産調査を行いますが、安易な滞納処分はしていません。また、納付相談をされた場合は、被保険者の生活状況を詳しく聞きとり、安易に差押を行わないようにしています。

生活困窮状態が相談等で確認できた場合、生活保護担当部署に繋ぐなど、連携を密にしながら分割納付などの相談をおこなっているところです。

生活保護受給者については、生活実態を聞き取り保険料の納付相談をしています。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】

異動は毎年行われること、また事務分担の担当替えも行うことから、各通知は年度当初に限らず年間を通じて、全員が目を通し、内容を理解するよう取り組んでいるところです。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

【回答】

納付相談において、生活困窮が確認できた場合は、生活保護担当部署（福祉室 福祉グループ）と連携しています。

また、税担当部署を中心に公共料金担当部署が情報を共有し、滞納処分に関わる通知等情報も共有しています。今後においても連携を密にして情報共有に努めます。

- ⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

【回答】

保険財政共同安定化事業による拠出超過費用の全額を都道府県調整交付金で措置するよう、町村長会を通じ要望しているところです。

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】

福祉医療助成の実施に伴う国庫については、減額しないよう町村長会や大阪府を通じ国に要望しているところです。平成26年度予算から減額分を一般会計から繰入れています。

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】

無料低額診療事業の案内を常時配架しています。

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。（和歌山市は半額助成）

【回答】

入院時食事療養費自己負担額の助成状況や影響などを調査します。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】

特定健診加えて、従来の基本健診と同様の項目を追加項目として無料で実施しています。本年度も昨年度に引き続き、住民の利便性と受診率の向上を図るため8月に5日間、町立万葉ホールにおいて集団健診として実施します。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

本年度も8月に5日間、集団健診として「特定健診」を実施します。その中で胃がんと乳がんは、各2日、肺がんと大腸がんは各5日、セットで受診でき、肝炎ウィルス検査（無料）も実施します。がん検診にかかる費用は、従来どおり1つのがん検診項目につき500円の自己負担で実施します。ただし、大腸がん検診では、節目年齢（5歳きざみ）、乳がんでは、当該年度内に40歳到達者、子宮がんでは、同じく20歳到達者にクーポンを送付し、無料としています。

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

【回答】

大阪がん循環器病予防センターが大阪府からの受託事業として実施している行動変容プログラムで、各市町村に示される受診率の分析・評価を参考としている。未受診者へは、電話によるアプローチをおこなっている。また、大腸がん検診では、簡易な検査にもかかわらず、受診率が低いため、聖徳市（基本毎月第3日曜日に開催される朝市）などで検体採取キットの配布及び回収を休日でもできるように工夫していきたい。

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

【回答】

平成26年度から町と契約している4医療機関を6医療機関とし、人間ドックを受診した場合に費用の半額を助成しています。30歳以上の被保険者であれば受診することができます。

また、人間ドック+脳ドックについては3医療機関で受診可能であり半額を助成しています。

- ⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること

【回答】

8月に実施する集団健診の中で、土曜日及び日曜日を設定しています。

4. 介護保険について

- ① 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと

【回答】

高齢者や認定者数の増などにより、介護保険利用者が増加し、介護給付費が増大している中で、今後の給付等を見込み条例改正により保険料を定めています。

また、低所得者の1号保険料の軽減強化についての国庫負担など要望していく予定です。

なお、町独自の軽減措置は考えておりません。

- ②総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

【回答】

総合事業への移行については、条例により「平成 29 年 4 月まで」に実施することとし、移行にあたっては、国のガイドライン等を基に進めていきたいと考えています。

「介護予防訪問介護・介護予防通所介護がどうなるのか。」「住民主体ボランティア等への移行は」「要介護認定申請の受付」について等、ご意見をいただいておりますが、総合事業について現在実施に向けて準備と検討の段階です。

総合事業については、今後、高齢者が要介護状態にならないように、また、悪化の予防につながるような取り組みを充実させ、いつまでも住み慣れた地域でいきいき生活できるように、高齢者が活躍できる場の確保等、効果的・効率的な取り組みを検討してまいります。

介護保険利用の相談があった場合、総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐことなどのご指摘いただきましたが、本町の場合、地域包括支援センターは高齢介護グループの中にあるため、窓口が一本化しています。ケースに応じて、「チェックリスト」を活用し、本人や家族の意向を聞き、認定申請や総合事業の説明などにより、適切なサービスに繋げていければと考えています。

指定事業者のサービス等については、今後検討してまいりたいと考えています。

- ③ 8 月からの利用料引上げ（利用料 2 割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

【回答】

利用者負担割合の見直し、高額介護サービス費の限度額の見直し、特定入所者介護（予防）サービス費の負担限度額の見直しについて、法令に基づいて実施します。

- ④ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【回答】

熱中症予防については、お達者健康講座など介護予防講座等で周知・啓発を行っております。また、見守り協力員や看護師等による独り暮らし高齢者、高齢者世帯への訪問などで熱中症予防の啓発、安否確認を行っております。

なお、現在、クーラー購入補助制度や電気料金補助については、考えておりません。また、高齢者の外出支援を利用させていただいて、総合福祉センター、まちづくり・観光交流センター、公民館、図書室など、冷房が稼働している施設で過ごしていただくこともできます。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がなされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。

【回答】

障がい者の方で、65歳以上の人は、原則介護保険法による保険給付が優先されますが、「障害者の日常生活および、社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に基づき、個々のケースについて検討し対応してまいりたいと存じます。

- ② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。

【回答】

所得などを踏まえた利用負担となります。

6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】

生活保護の事務については、大阪府(富田林子ども家庭センター)が実施機関となります。申請者から相談があった場合は、大阪府(富田林子ども家庭センター)への連絡事務等を行っています。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】

大阪府においては、平成27年度から「子ども医療費助成制度」を拡大しているところ です。

しかしながら、府内市町村では、府制度以上に助成を拡大していることから、町村長会を通じて、大阪府に対して制度の拡充を要望しています。

- ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

【回答】

平成24年8月から14回、最高116,840円の公費助成となっています。

- ③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準 1.3 倍以内」より高いものとし所得でみる。また、持家と借家で差をつける基準は廃止すること。
通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年 8 月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

【回答】

就学援助の適用については、生活保護基準の 1.25 倍とし所得額を基準としています。

申請手続きは、従前より教育委員会の窓口において随時受付を行っております。認定判定は、6 月上旬に課税所得額等を確認し、6 月下旬に行いますことから、第 1 回支給月は 8 月末になりますことをご理解願います。

平成 25 年 8 月に実施された保護基準の見直しに伴う影響が及ばないよう、平成 26 年度以降の取扱いについては、平成 24 年 12 月末日現在において、適用されている保護基準を用いて測定するものとする。」特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成）を準用し算出しています。

- ④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当て」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

【回答】

現在のところ子育て支援策として、家賃補助の制度化は考えていません。

独自に児童手当の上乗せになるような現金支給制度の予定はしておりません。

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなどの簡単なもの）の導入を検討すること。

【回答】

平成 26 年度より中学校において完全給食の実施を行っております。また、食事状況については、全国学力・学習状況において実施しております。

- ⑥「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

【回答】

「子どもの貧困対策推進法」は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とされています。

また、子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行うこととされています。

本町においてもシングルマザー世帯などを含めた子どもの貧困世帯等に対して、大阪府（富田林子ども家庭センター）と連携をとりながら、効果的に実施できるような施策の確立と関係機関の役割について協議等を進めていきます。

- ⑦公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること

【回答】

町立保育園は存在せず、町立幼稚園は町内に1園となっています。